

犯罪被害者等基本法の概要

■目的■ (犯罪被害者等の権利利益を保護)

- 犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を規定
- 国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項を規定
→犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進

■対象■ (犯罪被害者等)

- 犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為)の被害者、その家族・遺族

■基本理念■

- 犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する
- 被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じる
- 再び平穏な生活を営めるまでの間、途切れることなく支援を行う

■国・地方公共団体・国民の責務、関係団体も含めた連携協力等■

■基本的施策■

- 相談及び情報の提供等(第11条)
- 損害賠償の請求についての援助等(第12条)
- 給付金の支給に係る制度の充実等(第13条)
- 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第14条)
- 犯罪被害者等の再被害防止及び安全確保(第15条)
- 居住及び雇用の安定(第16～17条)
- 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等(第18条)
- 保護、捜査、公判等の過程における配慮等(第19条)
- 国民の理解の増進(第20条)
- 調査研究の推進等(第21条)
- 民間の団体に対する援助(第22条)
- 意見の反映及び透明性の確保(第23条)

保健医療サービスおよび福祉サービスの提供

国および地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況などに応じた適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが提供されるよう必要な策を講じるものとする。

犯罪被害者等基本計画と精神保健施策

基本法第14条：(保健医療サービスをより福祉サービスの提供)

国および地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況などに応じた適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが提供されるよう必要な策を講じるものとする。

基本計画重点課題：精神的・身体的被害の回復・防止への取組

具体的施策(精神保健にかかわるもの抜粋)

「速やかに実施する施策」

- PTSD対策に関する専門家の養成研修会の継続的实施(厚生労働省)
- 思春期精神保健専門家の養成(厚生労働省)
- 犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の推進(文部科学省)
- 犯罪被害者等に関する専門的知識、技能を有する臨床心理士の養成(文部科学省)
- 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実(厚生労働省)
- 少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実(文部科学省)等

犯罪被害者等基本計画と精神保健施策(続き)

1～3年以内に実施する施策

- 重度のPTSD等重度ストレス反応の治療等のための高度な専門家の養成及び体制整備犯罪被害者に係わる
- 司法関連の医学知識と技術について精通した医療関係者の在り方及びその養成PTSDの診断及び治療に係わる医療保険適用の範囲の拡大
- 救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備
- 性暴力被害者のための医療体制の整備

平成18年度に実施された施策例

● 平成18年度診療報酬改定

➤ PTSDの診断のための検査の新たに保険適用

- D284人格検査 3操作と処理が極めて複雑なもの CAPS(PTSD臨床診断面接尺度) 450点

➤ 20歳未満の者に対して心身医学療法を行った場合の評価

- 入院中の患者 70点、入院中の患者以外 イ 初診時 110点再診時 80点に20歳未満の患者に対して行った場合の加算(100分の100加算を新設)

● 犯罪被害者給付制度における重傷病給付金の支給範囲の拡大

- 重傷病(加療1ヶ月以上、かつ3日以上入院;精神疾患については3日以上労務不能)の場合医療費自己負担分1年を限度に支給
- 親族間犯罪における支給制限の緩和(DV等の場合保護命令等の執行があれば3分の2の支給)

今後の課題

- 犯罪被害者が利用する医療機関、福祉機関での被害者への適切な対応
 - 医療・福祉関係者(医師、看護師、福祉士、福祉士、事務職員)の教育・研修
- 様々な機関との連携
 - 救命救急, 産婦人科, 外科, 内科や精神科医療機関相互の連携
 - 医療と福祉、被害者支援団体の連携
 - 刑事司法機関や犯罪被害者支援団体との連携
- 犯罪被害者が利用しやすい情報の提供
- 犯罪被害者に専門的な医療を提供する中核機関
- 医療保険や介護費用など費用の問題